

外貨普通預金積立購入サービス取扱規定

第1条（本サービスの概要）

1. 外貨普通預金積立購入サービス（以下「本サービス」といいます）は、お客さまが指定された積立日に、当社におけるお客さま名義の円普通預金口座（以下「円普通預金口座」といいます）から自動的に外貨の買付資金を引き落とし、その資金をもって自動的にお客さまが指定した外貨を購入し、当社におけるお客さま名義の当該外貨と同一通貨建ての外貨普通預金口座に預入れるサービスです。
2. 本サービスにおいてお客さまが指定して購入することができる外貨は、当社所定の取扱い通貨に限るものとします。
3. 未成年者外貨普通預金口座を開設いただいている満13歳以上の未成年のお客さまは、本書面に続く未成年者外貨普通預金積立購入サービス取扱規定をご確認ください。

第2条（本サービスの利用開始）

お客さまは、本サービスを利用するときは、外貨普通預金口座を開設し、次条に定める方法により外貨積立の設定（以下「外貨積立設定」といいます）の申込みを行ってください。当社が当該申込を異議なく受け付けた場合には、本サービスに係る積立購入の契約が締結されるものとします。

第3条（外貨積立設定の方法）

1. 積立日

お客さまは、以下のいずれかの積立日を指定するものとします。

- (1) 毎月積立：日付指定
毎月指定された日付に購入します。積立購入のご契約当たり、最大3つの日付を指定できます。
- (2) 毎月積立：末日指定
毎月、末日に購入します。
- (3) 毎週積立：曜日指定
毎週指定された曜日に購入します。ただし土曜日、日曜日を指定することはできません。
- (4) 毎日積立：
土曜日、日曜日などの積立休止日を除いて、毎日購入します。土曜日、日曜日など、購入を行わない日があります。

2. 積立金額

お客さまは、積立金額を当社所定の金額の範囲内で指定するものとします。

3. 適用レート

外貨購入にかかる適用レートは、当社所定の時点で適用中の当社所定の提示レートとします。

4. 購入上限レート

お客さまは、積立購入の契約ごとに、当社所定の範囲内で購入上限レートを設定することができます。

第4条（外貨積立を行わない場合の取扱い）

1. 積立休止日の場合

当社は、本サービスにおいて、外貨購入を行わない日（以下「積立休止日」といいます）を設定します。積立休止日の取扱いは以下の各号にしたがって取り扱います。

(1) 毎月積立：日付指定の場合

積立休止日の翌日に購入します。当該翌日も積立休止日の場合は、さらにその翌日に購入します（その翌日以降の日が積立休止日の場合も同様に扱います。）。

(2) 毎月積立：末日指定の場合

積立休止日の前日に購入します。当該前日も積立休止日の場合は、さらにその前日に購入します（その前日以前の日が積立休止日の場合も同様に扱います。）。

(3) 毎週積立：曜日指定の場合

積立休止日の翌日に購入します。当該翌日も積立休止日の場合は、さらにその翌日に購入します（その翌日以降の日が積立休止日の場合も同様に扱います。）。

(4) 毎日積立の場合

この場合、積立休止日に購入を行いません。

2. 円普通預金口座から引落しができない場合

積立日に、お客さまが設定した積立金額が、お客さまの円普通預金口座から自動的に引き落とす時点で円普通預金口座の出金可能額を超える場合は、当該積立日における積立注文（自動的にお客さまが指定した外貨を実際に行う注文のことをいいます。以下同様とします。）は失効するものとします。なお、お客さまが複数の外貨積立設定をしている場合において、出金可能額の範囲内のものがある場合は、当該範囲を超えない限りにおいて当社の裁量により注文を選別し、選定した注文の設定に基づいて実行し、外貨の購入を行います。このとき、実行されなかった注文については失効するものとします。

3. 積立指定日が存在しない場合

毎月特定の日を積立日とする積立購入契約において、当月内にその指定日付が存在しない場合は、積立を行いません。

4. 購入上限レートを超える場合

外貨積立設定の注文を執行するときの提示レートがお客さまの指定した購入上限レートを上回る場合は、外貨購入を行いません。

5. 購入できる外貨が1通貨単位未満となる場合

積立金額で購入できる外貨が1通貨単位未満となる場合には、外貨購入を行いません。

6. 規定等に対して同意がない場合

当社が本サービス、外貨普通預金に係る規定または契約締結前交付書面を変更した場合、お客さまがその変更内容に同意する手続きを完了されるまで本サービスにかかるすべての外貨積立を行いません。

第5条（取引明細の通知）

本サービスの取引明細は、当社ウェブサイト上に所定の事項を記載して通知します。

第6条（外貨積立設定の内容の変更）

1. お客さまは、当社所定の手続きによって、外貨積立設定内容の変更を行うことができるものとします。
2. 前項の規定による設定内容の変更は、変更後最初に到来する積立日より適用します。

第7条（本サービスの利用の停止・解約）

1. お客さまは、当社所定の手続きにより本サービスの一部または全部を一時停止し、または再開もしくは解約することができます。
2. 当社は、次の各号のいずれかが生じた場合は、本サービスを停止し、または解約することができるものとします。
 - (1) お客さまが当社所定の手続きにより本サービスの停止または解約を申出たとき
 - (2) お客さまについて相続の開始があったとき
 - (3) お客さまの責めに帰すべき事由により、当社においてお客さまの所在が不明になったとき
 - (4) 当社が第8条に基づき本サービスの取扱いを終了したとき。
 - (5) 当社の規定に基づき、当社が本サービスの解約を申出たとき
 - (6) お客さまが本サービスの利用に必要な規定または書面等の変更内容に同意する手続きを完了しないとき
 - (7) その他、外国為替市場において適正な為替相場が成立していない場合等やむを得ない事情により本サービスが提供できない場合

第8条（サービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で告知することにより、本サービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

第9条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

第10条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上

（2020年4月1日現在）

未成年者外貨普通預金積立購入サービス取扱規定

第1条（本サービスの概要）

1. 外貨普通預金積立購入サービス（以下「本サービス」といいます）は、お客さまが指定された積立日に、当社におけるお客さま名義の円普通預金口座（以下「円普通預金口座」といいます）から自動的に外貨の買付資金を引き落とし、その資金をもって自動的にお客さまが指定した外貨を購入し、当社におけるお客さま名義の当該外貨と同一通貨建ての外貨普通預金口座に預入れるサービスです。
2. 本サービスにおいてお客さまが指定して購入することができる外貨は、当社所定の取扱い通貨に限るものとします。

第2条（本サービスの利用開始）

お客さまは、本サービスを利用するときは、未成年者外貨普通預金口座を開設し、次条に定める方法により外貨積立の設定（以下「外貨積立設定」といいます）の申込みを行ってください。当社が当該申込を異議なく受け付けた場合には、本サービスに係る積立購入の契約が締結されるものとします。

第3条（外貨積立設定の方法）

1. 積立日

お客さまは、以下のいずれかの積立日を指定するものとします。

(1) 毎月積立：日付指定

毎月指定された日付に購入します。積立購入のご契約当たり、最大3つの日付を指定できます。

(2) 毎月積立：末日指定

毎月、末日に購入します。

(3) 毎週積立：曜日指定

毎週指定された曜日に購入します。ただし土曜日、日曜日を指定することはできません。

(4) 毎日積立：

土曜日、日曜日などの積立休止日を除いて、毎日購入します。土曜日、日曜日など、購入を行わない日があります。

2. 積立金額

お客さまは、積立金額を当社所定の金額の範囲内で指定するものとします。

3. 適用レート

外貨購入にかかる適用レートは、当社所定の時点で適用中の当社所定の提示レートとします。

4. 購入上限レート

お客さまは、積立購入の契約ごとに、当社所定の範囲内で購入上限レートを設定することができます。

第4条（外貨積立を行わない場合の取扱い）

1. 積立休止日の場合

当社は、本サービスにおいて、外貨購入を行わない日（以下「積立休止日」といいます）を設定します。積立休止日の取扱いは以下の各号にしたがって取り扱います。

(1) 毎月積立：日付指定の場合

積立休止日の翌日に購入します。当該翌日も積立休止日の場合は、さらにその翌日に購入します（その翌日以降の日が積立休止日の場合も同様に扱います。）。

(2) 毎月積立：末日指定の場合

積立休止日の前日に購入します。当該前日も積立休止日の場合は、さらにその前日に購入します（その前日以前の日が積立休止日の場合も同様に扱います。）。

(3) 毎週積立：曜日指定の場合

積立休止日の翌日に購入します。当該翌日も積立休止日の場合は、さらにその翌日に購入します（その翌日以降の日が積立休止日の場合も同様に扱います。）。

(4) 毎日積立の場合

この場合、積立休止日に購入を行いません。

2. 円普通預金口座から引落しができない場合

積立日に、お客さまが設定した積立金額が、お客さまの円普通預金口座から自動的に引き落とす時点で円普通預金口座の出金可能額を超える場合は、当該積立日における積立注文（自動的にお客さまが指定した外貨を実際に行う注文のことをいいます。以下同様とします。）は失効するものとします。なお、お客さまが複数の外貨積立設定をしている場合において、出金可能額の範囲内のものがある場合は、当該範囲を超えない限りにおいて当社の裁量により注文を選別し、選定した注文の設定に基づいて実行し、外貨の購入を行います。このとき、実行されなかった注文については失効するものとします。

3. 積立指定日が存在しない場合

毎月特定の日を積立日とする積立購入契約において、当月内にその指定日付が存在しない場合は、積立を行いません。

4. 購入上限レートを超える場合
外貨積立設定の注文を執行するときの提示レートがお客さまの指定した購入上限レートを上回る場合は、外貨購入を行いません。
5. 購入できる外貨が1通貨単位未満となる場合
積立金額で購入できる外貨が1通貨単位未満となる場合には、外貨購入を行いません。
6. 規定等に対して同意がない場合
当社が本サービス、外貨普通預金に係る規定または契約締結前交付書面を変更した場合、お客さまがその変更内容に同意する手続きを完了されるまで本サービスにかかるすべての外貨積立を行いません。
7. 年間預入限度額を超える場合
積立購入の実行により年間預入限度額を超える場合には、積立購入は行いません。

第5条（取引明細の通知）

本サービスの取引明細は、当社ウェブサイト上に所定の事項を記載して通知します。

第6条（外貨積立設定の内容の変更）

1. お客さまは、当社所定の手続きによって、外貨積立設定内容の変更を行うことができます。
2. 前項の規定による設定内容の変更は、変更後最初に到来する積立日より適用します。

第7条（本サービスの利用の停止・解約）

1. お客さまは、当社所定の手続きにより本サービスの一部または全部を一時停止し、または再開もしくは解約することができます。
2. 当社は、次の各号のいずれかが生じた場合は、本サービスを停止し、または解約することができるものとします。
 - (1) お客さまが当社所定の手続きにより本サービスの停止または解約を申出たとき
 - (2) お客さまについて相続の開始があったとき
 - (3) お客さまの責めに帰すべき事由により、当社においてお客さまの所在が不明になったとき
 - (4) 当社が第8条に基づき本サービスの取扱いを終了したとき
 - (5) 当社の規定に基づき、当社が本サービスの解約を申出たとき
 - (6) お客さまが本サービスの利用に必要な規定または書面等の変更内容に同意する手続きを完了しないとき
 - (7) 未成年者外貨普通預金の取引条件である親権者または後見人による当社所定の同意が撤回された場合

(8) その他、外国為替市場において適正な為替相場が成立していない場合等やむを得ない事情により本サービスが提供できない場合

第8条（サービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で告知することにより、本サービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

第9条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

第10条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)